

オットー・ヘッচュによる対ロカルノ政策論

——「現実的協力」のための一論理としての「ロカルノの条約理念」——

前川陽祐

一・はじめに

陣を張つた。

オットー・ヘッচュ (Otto Hoetzsch 一八七六—一九四六) は、一般には近現代ドイツにおける東欧史学の指導的な人物の一人として知られる一方、保守系の政論家・政治活動家でもあり、ヴァイマル期にはライヒ議会議員も務めた。すなわち、ヘッচュはいわゆる典型的な「学者政治家 (Gelehrtenpolitiker)」であった。政論家としてヘッচュは、ヴィルヘルム期からイギリスやポーランドナショナリズムとの対抗を念頭に、親ロシア路線を唱え、第一次世界大戦中も『クロイツツァイトウング (Kreuzzeitung)』紙で、ロシアとの単独講和・イギリスとの決戦を主張する論で、ロシアとの単独講和・イギリスとの決戦を主張する論にはドイツ保守党の党员であったヘッচュは、ヴァイマル期にはドイツ国家国民党 (Deutschnationale Volkspartei 以下 D N V P) に入党し、同党のライヒ議会議員団における外交問題・ロシア問題に関する専門家・論客としてライヒ議会外務委員会に所属し、また党の系列紙において外交論説を担当した。ヘッচュは D N V P 内の親ロシア派として早くから独ソ提携路線、いわゆるラパロ政策を強力に唱えているが、その一方、ロシア革命やドイツの敗戦直後の時期にはソヴィエトロシアを強く警戒していた。ヘッচュは「外政の優位」の観点から、あくまでもロシア国家としてソ連邦を受け入れたのであり、イデオロギーとしてのボリシエヴィズムは一貫して拒否していた。⁽²⁾

また先行研究によれば、ヘッチャユはDNVP内の稳健派、いわゆる「現実的協力」（後述）の路線を唱える者として、シュトレーゼマン（Gustav Stresemann）による外交政策に比較的早くから理解を示しており、ヴァイマル共和国自体に対しても次第に甘受・容認する姿勢をとつていつたとされている。⁽⁴⁾のようにヘッチャユは稳健派の外交専門家・ロシア専門家としてDNVP内で一定の重みを有していたことが分かる。⁽⁵⁾

ヘッチャユが所属したDNVPの性格についてよく指摘されるのが、ヴァイマル体制に対する「原理的反対 (prinzipielle Opposition)」と「現実的協力 (positive Mitarbeit)」との路線対立の存在である。本稿では、前者の路線の支持者を「党急進派」、後者の路線の支持者を「党稳健派」と規定する。「原理的反対」の路線が前面に出たのがヴァイマル初期および末期であるならば、DNVPがドイツ社会民主党に次いでライヒ議会第一党の地位にあつたヴァイマル中期——具体的には一九二四年五月～二八年五月の時期——には、「現実的協力」の路線が強く展開されたと言える。すなわち、この時期に同路線を唱える稳健派が党指導部の主導権を握り、DNVPは一度（一九二五年と一九二七年）にわたってライヒ政府に参加し、右派連立を形成した。⁽⁶⁾うしたヴァイマル中期に共和国とDNVPと

を結びつけるに際して、関税などの通商政策や財政・社会政策などの内政的要素と並んで、ロカルノ政策に代表されるシュトレーゼマン外交が大きな役割を果たしたことだが、早くから指摘されている。⁽⁵⁾

以上のことから、DNVPとヴァイマル体制・シュトレーゼマン外交との関係を考察するうえで、オットー・ヘッチャユという人物はきわめて重要な存在であると考えられる。

しかしながら、ヘッチャユに関する先行研究においては、このようなDNVPとシュトレーゼマン外交とを結びうる存在としてのヘッチャユという視点は薄いと思われる。すなわち、先行研究でもシュトレーゼマン外交・ロカルノ政策に対するヘッチャユの姿勢や議論について、ある程度の言及はなされているが、概略的・静態的な叙述に留まっている嫌いがある。⁽⁶⁾当初は党の方針に沿う形でシュトレーゼマンの政策にきわめて批判的な態度をとつていたヘッチャユが、いかなる道筋をたどつてロカルノ政策を受容するに至り、その際にどのような論理が彼の議論を特徴づけていたのかということを分析する作業は、DNVPにおける外交専門家としての彼の議論の位置づけを探るうえで不可欠と言える。

以上をふまえ、本稿では、ヘッチャユが結果的にロカルノ

政策を受け入れるに至つた論理を明らかにしたい。その際には、東欧専門家というへッヂュの立場をふまえ、へッヂュの議論においてソ連とポーランドが占めていた位置、具体的には、大戦前からのへッヂュの持論であつた親露反ポーランド路線がどのように展開されているかという点にとくに注目したい。あわせて、DNVPにおけるへッヂュの議論の位置づけに関するものでも、DNVPの他の論者の議論を適宜、比較参考する」とによつて、検討したい。対象時期としては、ロカルノ条約が調印された一九二五年末から、ドイツとソ連との間でベルリン条約が締結された一九二六年前半までの期間に注目する。この期間にロカルノ政策をめぐるへッヂュの議論が集中的に表れていると考えるからである。史料としては、『ターケ (Der Tag)』とごうDNVPの系列新聞に毎週一回、へッヂュが執筆した外交論説「今週の外政 (Die äußere Politik der Woche)」⁽⁷⁾を主に用いる。

ドーザ案の成立によつて賠償問題に一段落がつけられたことで急浮上してきたのが、歐州の安全保障問題である。この歐州の安全保障問題をめぐる主たる議論事項、すなわち安全保障協定やドイツの国際連盟加入といつたことの意義や必要性をへッヂュは基本的には否定しないが、一方で様々な懸念や留保も示している。とくにラインラント占領問題や対独軍事監視問題、ドイツ・ポーランド国境や独ソ関係がからむ問題に対しても、次節で述べるような懸念が再三にわたつて強く表明されている。⁽¹³⁾こうした見解——歐州の安全保障議論に対しても、それ自体否定はしないが様々な留保・条件をつける——は、初の連立参加を果たしたD

二・ルール占領問題からロカルノ条約批准までの概観

まず、ロカルノ条約締結までのシユトレーゼマン外交に対するへッヂュの姿勢について、DNVPの方針と比較し

NVPの指導部の公式見解にも沿つたものであつた。⁽¹⁴⁾ここでは管見の限り、ヘッチャもDNVP指導部も、アルザス・ロレーヌの完全放棄を意味する西部国境の保障に対し

ては、明確に賛成しているわけではないものの、少なくとも表立つては反対していない点が注目に値する。これに対して、党急進派は、欧洲の安全保障をめぐる議論を激しく非難し、妥協的な党指導部——先述のように、ヴァイマル中期には稳健派がイニシアティブをとつていた——への圧力を強めていた。⁽¹⁵⁾

口カルノ条約は、周知のとおり、五つの条約と一通の共同覚書から構成されている。すなわち、ドイツ西部国境の現状維持を定めたライン保障協定と、ドイツがフランス・ベルギー・ポーランド・チエコスロvakia各国と結んだ仲裁裁判条約、国際連盟規約第一六条の制裁規定は加盟各國の軍事的・地理的状況に応じて適用されることを確認した共同覚書である。また、口カルノ条約を補強するものとして、同時にフランスとポーランド・チエコスロvakiaとの間で各自相互保障条約が結ばれた。口カルノ条約は、各国議会での批准のほかに、ドイツの国際連盟加入が発効の条件とされた。

DNVPは口カルノ条約の批准に反対して、連立内閣から離脱し、ライヒ議会での批准採決でも、ヘッチャも含め

た出席議員の全員が反対票を投じた。

三、口カルノ条約に対するヘッチャの批判の特徴 ——批准採決直前の論説を中心に

本節では、口カルノ条約批准採決の直前に執筆された論説、具体的には一九二五年一一月二五日の論説を中心に、口カルノ条約に対するヘッチャの議論の特徴を見ていく。口カルノ条約に対するヘッチャの批判の特徴的な点は、条約が仮調印された一〇月の論説からも読み取れるが、ヘッチャの議論の特徴がとくに際立つて集中的に表現されているのが、この一一月二五日の論説である。⁽¹⁶⁾

まず批判の具体的な論点・内容としては、連立離脱の直後の一〇月末に相次いで公表されたDNVP指導部による公式見解とほぼ同様と言える。これらの公式見解は党員通信および『クロイツツァイトウング』紙に掲載された。口カルノ条約に反対する理由としてDNVP指導部がここで指摘しているのは、とりわけ「ヴェルサイユの命令を自発的に承認すること、ドイツの土地と人民の断念（Verzicht auf deutsches Land und Volk）を表明すること、武装した歐州の中央に位置する無防備なドイツが国際連盟加入によって新たな拘束を課され、とくに東方における行動の自

由を奪われる」と」であり、また「東西間でのドイツの行動の自由が、連盟規約第一六条の危険に対し、明白かつ拘束力ある形では保障されなかつた」と、「軍事の領域における同権と相互性が達成されなかつた」と、「占領地区について見込まれていた、いわゆる口カルノにおける波及効果 (Rückwirkungen) ⁽¹⁸⁾ が保障されなかつた」と等も挙げられている。ついで翌日付の党員通信と『クロイツヴァイトゥング』紙においては、こうした主張とともに、「締結される安全保障協定は、既存のドイツ西部国境の修正のための侵略・侵攻あるいは戦争を放棄すること以上を含んではならない」とや、「フランスが東方条約〔独ポ・独チエコ仲裁裁判条約〕を保障する」とはいかなる形式であれ、排除されるべきである」と等にも言及されている。⁽¹⁹⁾ また、DNVPライヒ議会議員団長のヴェスタールプ (Kuno Graf von Westarp) が一〇月末から一一月初めにかけて『クロイツヴァイトゥング』紙に連立離脱の経緯を説明する論説を掲載し、一一月末の口カルノ条約批准をめぐるライヒ議会審議においては、同じくヴェスタールプやDNVP副党首のヴァルラフ (Max Wallraf) が批准反対の演説を行つた。これらの論説や演説からは、党の公式声明と強く一致した論調がうかがえる。⁽²⁰⁾ また急進派も、いつそう激しい論調で口カルノ条約を批判した。

一方、ヘッチャウが、一一月一二五日の論説において、口カルノ条約に反対する最大の理由として強調しているのも、国境保障をめぐる問題である。ヘッチャウによれば、平和的手段による国境修正の可能性が、ライン保障協定の第一条と独ポ・独チエコ仲裁裁判条約の前文とによって西部国境においても、東部国境においても排除されてしまった、という。すなわち、「いかに法学的に多くの理由を持ち出そうと、西方協定のこの第一条と東方条約の前文は、ドイツの土地と民族性の断念 (Verzicht auf deutsches Land und Volkstum) を含んでゐる」のであり、

「戦争手段による情勢の変更を放棄することは、論理的かつポジティブに、平和的に情勢を修正する権利に適合する。この根本的な要求を「口カルノ」条約は満たしていない。……同条約は、自らの効力を著しく困難にするに違いない厄介事を、「ライン保障協定」第一条と東方条約前文における例の断念文 (Verzicht-formeln) によつて積み上げてゐるのである」。

ヘッチャウの議論については一つの問題点が指摘できる。第一には、先述のとおり、ヘッチャウは西部国境の保障には少なくとも明確には反対を表明していなかつたので、

従来の姿勢との整合性が問題になる。第一には、チェコスロヴァキアおよびポーランドとの仲裁裁判条約の前文には、ライン保障協定ほど明確に、領土の現状維持を規定したと解釈しうる表現は見受けられないことである。この二点に関しては次節で改めて言及したい。

その他、ロカルノ条約への批判として、ヘッチャは、ロカルノ条約と同時に結ばれたフランス・ポーランド相互保障条約およびフランス・チェコスロヴァキア相互保障条約が、事実上の軍事同盟としての性格を有しており、国際連盟規約に違反していることを指摘している。⁽²²⁾また、連盟規約第一六条に関して、独ソ関係に与える悪影響を懸念し、共同覚書には「国際連盟による法的承認（Legalisierung）」が付与されていないので、その解釈の正当性が不十分であるとも述べられている。さらに彼は撤兵問題や軍事監視問題に関するも、連合国による譲歩が不十分であることを批判している。

このようなロカルノ条約に対する批判はおおよそDNVP指導部の公式見解に沿つたものであると言えるが、その批判の論拠・方法としてヘッチャがもちだしてくるのが、自分が解釈するといふの「ロカルノの条約理念（Vertragssidee von Locarno）」なるものである。すなわちヘッチャは、あくまでも自分自身が解釈するといふの「ロカルノの

条約理念」そのものは、かなりポジティブに認めている。そのヘッチャが解釈するところの「ロカルノの条約理念」とは、武力による国境修正の放棄と仲裁裁判による紛争解決を中心にして欧洲の平和を維持することである。これから、ヘッチャは、「ロカルノの条約理念」とは、平和的手段による国境修正の可能性を容認したものである、との解釈を引き出している。つまり、そのような「ロカルノの条約理念」に照らせば、実際のロカルノ条約は、先に述べたようにライン保障協定第一条および独ポ・独チエコ仲裁裁判条約前文といった、国境修正の可能性を排除する条文を含むがゆえに受け入れられない、というわけである。すなわち、

「ロカルノの条約理念とは以下のようなものたるべきなのである。すなわち、関係各国が戦争手段による国境修正を放棄し、法の理念と仲裁裁判等とを欧洲での紛争を防止するためのシステムに組み入れるような条約によって、西欧に平和をもたらすべきなのである。しかし、西方に対しても東方に対しても明確に表現されるべきこの条約理念の純粹性は、西方協定第一条と東方条約前文において、はなはだしく完膚なきまでに損なわれてしまっている。条約の理念がそのような

ものであつたならば、それは平和的手段による修正を求めるという明確な権利にも肯定的に適合していたはずである。……〔一九二二年の〕クーノ協定を完成させ代わりに、西方協定第一条および同じ方向性の東方条約前文における「領土的現状 (territorialer status quo)」の保障によつて、その理念が損なわれたのである⁽²³⁾。

実際、ヘッチャユは、歐州の安全保障議論の中核は保障協定ではなく仲裁裁判にある、と口カルノ会議が開催される以前から繰り返し主張していた⁽²⁴⁾。また、フランスによるポーランド・チェコスロヴァキアとの各相互保障条約を批判するに際して、ヘッチャユが引き合いに出していたものが、口カルノ条約と一体のものである国際連盟の規約であつたことは既述のとおりである。こうした「口カルノの条約理念」による口カルノ批判という論法にこそ、DNVPの公式見解とは明らかに異なつた、ヘッチャユの独自性があると思われるのである。

四、口カルノ条約に対するヘッチャユの批判の背景

それではこうしたヘッチャユの議論にはどのような背景が

あつたのかを本節で考えたい。

まず挙げられるのが、何といっても、党員・党ライヒ議会議員団の一人として、党指導部の公式見解に合わせる必要性である。いかにヘッチャユが口カルノ会議以前から仲裁裁判を歐州の安全保障議論の中心に据えていたとは言え、それまでは賛否を明確にしていなかつた西部国境の保障を、口カルノ条約に対する反対理由の前面に押し出したことは、やはり党への配慮なくしては考えられないであろう。同様のことは、独ポ・独チエコ仲裁裁判条約の前文に関する、同条文が東部国境の修正を全面的に否定しているという苦しい解釈についても当てはまろう⁽²⁵⁾。ではヘッチャユは、単に党指導部の公式見解との整合性をとるためだけに、「口カルノの条約理念」を強調して口カルノ条約を批判する、という論法をとつたのであろうか。

必ずしもそれだけではない、と思われる。ヘッチャユの議論の背景としてもうひとつ挙げられるのが、国際関係に対する彼の見方である。「口カルノの条約理念」による口カルノ批判が繰り広げられたまさしくその一月二十五日の同じ論説のなかで、ヘッチャユは口カルノ条約の締結に、「国際関係における新時期の始まり」の可能性を見出している。ここでは、口カルノ条約の締結によつて、英仏協商が解体し、イギリス・フランス・ドイツ・イタリア・ベル

ギーからなる五カ国同盟体制に吸収されるという事態が起りうる、と見なされている。彼によれば、

「〔口カルノ〕条約体制によつて国際関係における新時期が始まりうる。すなわち、一般的な法理念とその機構とが国際関係にとつて重大な意義を有するようになるといふイデオロギー的な方向においてだけではなく、諸国家の関係自体——英仏協商が解体して、ドイツも含めた五カ国の同盟へと吸収されることによつて、国際連盟から欧州国家系へと再発展するようなりにおいても、である」。⁽²⁶⁾

また同じく一月二十五日の論説で、先にも述べた、フランスによるポーランド・チェコスロバキアとの各相互保障条約を批判する文脈で、さりげなく、「従来のフランスの東方同盟の弱体化」について言及している。すなわち、ヘッチャウがヴァイマル初期以来、大きな脅威の対象と見なしてきたフランス・ポーランド同盟が、口カルノ条約によって弱体化すると見なされているのである。このようないハッチャウの議論からは、「口カルノの条約理念」による口カルノ批判とは、明らかに異なった論調を見てとることができる。全く同じ日の同じ論説であるにもかかわらず、

ここでは、英仏協商の解体、フランス・ポーランド同盟の弱体化という、ヘッチャウにとっては、まことに歓迎すべき事態が描かれているのである。

このように、口カルノ条約の締結によつて新たな国際関係が始まつた、という見解は、これ以降の時期の論説でも頻繁に登場する。例えば、一九二六年一月の論説では、フランス・ポーランド同盟の弱体化について、いつそう明確かつ尖鋭的に表現されている。この論説では、フランスとの同盟が弱体化したことと関連づける形で、直接、ポーランドに対しても国境修正の要求まで突きつけられている。すなわち、「フランスとの新たな条約〔仏ポ相互保障条約〕はこれまでの協定〔仏ポ同盟条約〕の代わりに国際連盟のもとに置かれるものであり、フランスは自らの諸義務を連盟の諸義務に適合させた。このことはポーランドでは脅威として批判的に見なされている。なぜならば、これまでには無制限であつたフランスの対ポーランド同盟義務が、このことによつて明確に規定され、挑発によらない攻撃の場合に限定されたからである」。そしてヘッチャウは、「フランスとの同盟に過剰に依存せず、ドイツと合意することが得策かもしれない。同様のことはあらゆる外国借款に関しても言えるかもしれない。つまり、金は貸してもよいが、ポーランド＝ドイツ関係が不安定なので、前もつて国境問題

について合意に達するべきなかもしれない」というボーランド代議士の発言を紹介したうえで、以下のように述べている。「ボーランド国家が再建・安定化を望むならば、まさしくこの路線に内政・外交を適応させるべきなのである」⁽²⁹⁾。

また、ヘッチャユはロカルノ条約が結ばれたことによつて、アメリカとソ連の外交において、歐州志向がさらなる強まりを見せていることも指摘している。⁽³⁰⁾すなわち、米ソ両国については、ともに一九二六年に予定されている国際連盟の軍縮会議や国際経済会議への参加が見込まれていることが挙げられている。⁽³¹⁾ソ連に関しては、世界革命路線の挫折や、国内での社会主義建設の必要性、およびロカルノ条約による外交的孤立などを受けて、一九二五年一二月のロシア共産党大会で一国社会主義路線を採用し、対外的には平和外交を志向するようになり、ロカルノ体制にも順応する用意がある、とヘッチャユは指摘している。ここでヘッチャユは、ソ連が国際連盟に加入する可能性についてすら言及している。すなわち、

「収穫計画における失敗とそれによって輸出入計画を制限しなければならないこと、ソヴィエト体制にとつての大農層・私的取引の脅威、ロカルノの結果として

の外交的孤立——これら三つの危険要因は相互に誘発されたものであり、これによつてソヴィエト体制はある。党大会でも勝利を収めた路線をとらざるをえないものである。……「ソ連の外交」路線は決定的に確定されている。ボリシェヴィズムによる歐州征服などありえない。ボリシェヴィズムは今や干渉・亡命——それは政治的には完全に終結した——への懸念から自由となつたので、かの三つの危機の要素に直面することとなつた。これに対抗し、前進・自存していくためには、欧洲の体制に順応し、債務協定・通商条約・借款の面で他国に承認されねばならない、たとえ国際連盟への道に至ることになろうとも、である。この道こそは、まづロシアを二月の軍縮会議へと導いているのである！」⁽³²⁾。

このようなソ連外交を、ヘッチャユは同じ時期の別の論説において、「ロシアの利害から必然であるロシアの歐州政策」と表現している。⁽³³⁾一方、アメリカに関しては、国際連盟とも密接な関係にあるハーグ常設国際司法裁判所への加入が決定されたことなどが指摘されている。ヘッチャユによれば、このように、ロカルノ条約の締結後にソ連とアメリカによる歐州志向が一段と強まつていることによつて、「国際連盟は次第にユニバーサルな性格以上のものを得て

いる。この性格こそは、敗戦国に対する歐州の戰勝国によるまとまり (Einigung) であつた連盟にこれまで欠如していると世界が見なしてきたものなのである。当然のことながら、このことはドイツの連盟加入によつてますます強化・促進されるのである。⁽³⁵⁾

以上からもうかがえるように、「ロカルノの條約理念」によるロカルノ批判というヘッヂュの論法の背景として、いまひとつ挙げられるのが、ロカルノ条約締結後のドイツの國際連盟加入政策に対しヘッヂュが、早くから概してポジティブな評価を下しているということである。すなわち、ヘッヂュは、ロカルノ条約締結後の、次なるドイツ外交の喫緊の課題として、國際連盟加入をめぐる問題を挙げ、ドイツ外交の積極性・能動性を發揮できる機会であるとらえている。そのなかでも、とりわけヘッヂュが重視しているのが、ロカルノ条約での連盟規約第一六条に関する共同覚書に國際連盟による「法的承認」を付与する必要性である。⁽³⁶⁾また、先述のように、ヘッヂュは、ソ連・アメリカによる歐州志向の強化と並んで、ロカルノ条約締結後のドイツの連盟加入政策自体も、國際連盟における情勢を変化させうる契機であるとらえていた。⁽³⁷⁾

以上のことがらは、第一次世界大戰後の國際体制——

ヘッヂュの表現を用いれば、「静力学 (Statik)」——に対して、変化の契機となりうる趨勢——同じくヘッヂュの言葉を借りれば、「動力学 (Dynamik)」——の一つとして、ロカルノ体制や國際連盟がとらえられていることが分かる。ヘッヂュは、「パリ講和後の世界政治の勢力配分」という、ヴァイマル期を通して第六版まで版を重ねたパンフレットにおいて、「静力学」と「動力学」という概念から第一次世界大戰後の國際政治を描写・分析している。⁽³⁸⁾この二つの概念は第一次世界大戰後のヘッヂュによる國際政治論の大枠をなすものとしてきわめて重要であると思われる。ヘッヂュによれば、ここで言う「静力学」とは「パリ講和後における世界政治の諸勢力の新たな配分」であり、「動力学」とは「その講和で現れた世界政治情勢を改変するか、少なくともそれとは独立して活動しているような、趨勢・國家関係・發展」である。ヘッヂュは、「静力学と動力学の両者から、現在の世界政治の像が明らかとなる」と述べる。具体的には「静力学」とヘッヂュが規定するのが、「歐州に対する……、フランスの霸權と、世界に対する、アングロサクソンの支配」であり、「動力学」としてヘッヂュが注目しているのが、アメリカの歐州志向の強化、英仏関係の冷却化、ソ連の國際政治への復帰等である。⁽³⁹⁾

関係を分析・考察することによって、ロカルノに対しても、一方で批判的な立場を取りつつも、他方では受容する可能性を見出したのではないだろうか。ちなみに、ロカルノ會議が開かれる以前から、ヘッヂュは、ドイツにとつて必ずしも不利ではない世界情勢を指摘し、歐州の安全保障議論においてそのことを利用すべきであると主張していた。⁽⁴⁴⁾こうした主張は、ロカルノ条約を「國際關係における新時期の始まり」と見なす考えにつながるものとして、注目に値する。⁽⁴⁵⁾

五・國際連盟常任理事国問題・ベルリン条約に対する ヘッヂュの議論

ロカルノ条約が調印された後、条約発効の条件を満たすために、一九二六年二月にドイツは國際連盟加入を正式に申請するが、常任理事国問題により一旦は頓挫してしま⁽⁴⁶⁾う。さらにその後四月にはドイツとソ連との間でベルリン条約、いわゆる独ソ中立条約が結ばれることとなつた。本節では國際連盟常任理事国問題とベルリン条約とに対するヘッヂュの議論を分析したい。

第一に指摘できるのは、國際連盟の理念による國際連盟批判、あるいは國際連盟の機構としての連盟理事会に対する

批判である。すなわち、ロカルノ条約を「ロカルノの條約理念」によって批判したように、ヘッヂュは、國際連盟自体、とくに連盟理事会も、國際連盟本来の理念に照らして、しかるべき変わる・変える必要性がある、と主張する。ヘッヂュは、ドイツの國際連盟加入申請および常任理事国問題により、「意図的に不明確にされてきた連盟の本質についての問題」⁽⁴⁷⁾つまり、普遍的な理念と歐州戰勝国中心主義という現実との矛盾が表面化した、と指摘している。すなわち、

「國際連盟の問題、全体の所在は、連盟の構成に、それ以上に、連盟の原理の矛盾にこそある。すなわち、國際連盟が全世界と歐州の國際會議とにとつての最高法庭 (Areopag) たらんとする一方で、連盟理事会は……實際にはもはや存在しない歐州の霸權を隠蔽するためのものであり、権力地位の喪失を人工的な法秩序によって埋め合わせようと試みているのである。このことに対しても、モスクワと南北アメリカ、アジアが反乱を起こしているのである！……そのような國際連盟の理念がもちこたえられるかどうかは、まだはつきりとしていない。しかし連盟の機構はとんでもないものであり、この種のあらゆる機會に際して同様の紛争を

引き起こすことは必定である。この機構を諸国家と諸民族の眞の同盟に再編する意思と能力は、そこにあるであろうか?」のことは困難である。なぜならば、もしそうなれば戦勝国、すなわちフランス一派 (französischer Ring) による〔国際連盟の〕利用が不可能になつてしまふからである。⁽⁴⁸⁾

また、ベルリン条約締結による独ソ関係の再強化を受け、諸外国や国際連盟内部で懸念が表明されていることに対して、ヘッチャユは、ベルリン条約によつて打撃を受けたのは、国際連盟自体ではなく、「連盟の内部で反ドイツ的な連合をめざし、連盟をそのために利用しようとする古くて周知の思考」⁽⁴⁹⁾であると主張している。「フランス一派による〔国際連盟の〕利用」という前の引用の文言とあわせて考えれば、ノルマでのヘッチャユによる国際連盟批判は、フランスの同盟政策——その中核をなすとヘッチャユが見なしたもの——を、フランス・ボーランド同盟であつた——への対抗とも関連づけられていることがうがえる。ヘッチャユが国際連盟への加入を基本的には支持したのに対して、当時、DNVP指導部によるライヒ議会演説においては、連盟加入政策の容認を示唆する発言もあつたが、なおも連盟への根強い不信や嫌悪が表明されていた。⁽⁵⁰⁾

一方、ベルリン条約に対するヘッチャユの議論の特徴として指摘できるのが、ロカルノ・国際連盟の理念によるベルリン条約の正当化という論法である。まずヘッチャユは、ベルリン条約を、それ自体が、西欧諸国や国際連盟に対し、ドイツの「行動の自由」を確保するものであり、ロカルノ政策によって生じた「危機的な可能性をはらんだ勢力均衡状態のズレ」を回復させるものであると歓迎する。ベルリン条約に対するこうした観点は、DNVP内で広く共有されていたと言えよう。⁽⁵¹⁾しかし、一方でヘッチャユは、「東方に対するロカルノ体制の不備を補完する」必要性をベルリン条約締結の以前から主張していた。⁽⁵²⁾ベルリン条約が結ばれた直後の論説では、ロカルノ・国際連盟の理念とは何ら抵触しないような条約によつて、「ドイツの死活利害 (Lebensinteressen)」に沿う形で、ロカルノ体制の補完を、ドイツの側から行う必要性があると述べている。すなわち、ドイツ側の外交努力によつて、

「ベルリン条約はロカルノ・ジュネーヴ体制に適合。『順応』できるようになったのである。……ベルリン条約はそれ自体、ロカルノ・ジュネーヴからは独立しているが、ドイツの見解・意図——ロカルノ体制が持続しているだけではなく、〔今年の〕秋の国際連盟

〔総会〕において同体制が完成するのは間違いない——を出発点としている。しかし、後者「ドイツの連盟加入によるロカルノ条約の発効」はいまだ全く不確実である！ドイツはロシアを国際連盟に近づけること

によつて、西欧諸国とジュネーヴのためにひとつの貢献をしたのである。……ドイツは、こゝに軍事的に弱体で無力である。ドイツの運命とは依然としてその中央ヨーロッパ的な位置なのである。したがつて、こゝに、ち、ドイツは、欧洲の平和政策（europäische Friedenspolitik）を推進するような偉大な中立国となつた——この定式は完全に正しい。ドイツは東西の架け橋となることによつて欧洲の平和政策を支えるのである。しかしそのためには、ドイツは自らの同権と死活利害とが承認されるよう——こゝでは改めて、「連盟規約」第一六条についての我々の立場と、そのことをジュネーヴが「法的に承認する」と（Legalisierung）と想起せねばならない——他国に要求し、貫徹せねばならない⁽⁵⁷⁾。

ベルリン条約をこのように解釈するのは、一般に、DNVPの特徴といふよりはむしろ、シュトレーゼマンや左派・中道派の見解に近いと言えよう。⁽⁵⁸⁾すなわち、ヘッチャは、D

NVP一般の見解のようにベルリン条約をそれ 자체として評価したが、それだけではなく、シドトレーゼマンらのようにロカルノ・国際連盟の一環としても評価したのであつた。

以上のようにして、ヘッチャは、ロカルノ条約・国際連盟とベルリン条約、および「ドイツの死活利害」とをそれぞれ結びつけ、相互補完的なものとしてとらえたのである。このことは、ベルリン条約締結の直後にポーランドでピウスツキ（Józef Piłsudski）によるクーデタが発生したことに対し、ヘッチャが展開している議論を参照することによりいつそう際立つ。ハハハヘッチャはロカルノとベルリン条約を引き合いに出し、フランス・ポーランド同盟の弱体化と独ソ提携の強化とを指摘し、「欧洲の平和政策」をぶりかざすことによって、政治的・経済的に混乱しているポーランドに対しきわめて尖鋭的な警告・圧力を加え、東部国境の修正への道を開くとしている。同論説においては、独ソ両国によるポーランドの分割すら示唆されていることが注目に値する。⁽⁵⁹⁾

六 おわりに

ロカルノ条約・国際連盟に対するヘッチャの議論の特徴

としては、ロカルノ条約・国際連盟に対する批判のなかに、すでにそれを受容しうる論理が内包されており、基本的理念・枠組みそのものは一旦は、むしろかなりポジティブに認めつつ、その基本的理念・枠組みを手段として、ヴェルサイユ体制——ヘッチャの表現を用いれば、「欧洲に対するフランスの霸權」——というより大きな枠組みの修正・改変をめざすという点にある。すなわち、「ロカルノの条約理念」によるロカルノ批判、国際連盟の理念による国際連盟批判といった論法である。ヘッチャがロカルノ・国際連盟を受容するに至る大きな背景の一つと思われるが、「国际関係における新時期の始まり」としてロカルノをとらえていたことである。すなわち、ヘッチャは、第一次世界大戦後の国際秩序の枠組みに対し、何らかの変化の契機となりうる、大きな趨勢や傾向の一つとして、ロカルノ・国際連盟をとらえていたのである。そこにおいては、英仏関係の悪化や、フランス・ポーランド同盟の弱体化、ソ連の安定化・強化、米ソの歐州志向の強化といった要素がとくに大きな位置を占めていた。ヘッチャは、大戦後の歐州の国際秩序を規定していたのは、イギリスとの関係やポーランドとの同盟に支えられたフランスの霸權であると見なしていた。このような「歐州に対するフランスの霸權」に対し楔を打ち込みうる存在として、ヘッチャが

ヴァイマル期のかなり早い段階から重要視していたのが、ロシア国家が革命による荒廃から立ち直り、アメリカとともに世界政治の舞台に復帰し、歐州志向を強化することであつた。⁽⁶⁰⁾

このようなロカルノ観のもと、ヘッチャは、ベルリン条約における独ソ提携の強化を、ロカルノ・国際連盟の理念を補完するものと見なすことよつて、ロカルノ・国際連盟・ベルリン条約という連関と「ドイツの死活利害」とを結びつけたのであつた。

以上のようにして、ヘッチャは、大戦前以来の持論であつた独露提携路線・反ポーランド路線に、ロカルノ政策を組み込もうとしたのであつた。これに対して、シュトレーゼマンは、独ソ提携路線・反ポーランド路線をロカルノ政策に組み込もうとした、と言うことができるであろう。ちなみに、「ロカルノの条約理念」によるロカルノ批判といったような論法は、本稿では扱えなかつたが、ヴァイマル期におけるヘッチャの内政論にもかなりの程度当てはまるのではないかと考えられる。すなわち、一旦はヴァイマル共和国を受け入れたうえで、右派連立やヒンデンブルク大統領 (Paul von Hindenburg)、さらには大統領内閣によつてヴァイマル体制の修正・改変をめざす、といった議論である。⁽⁶¹⁾

いすれにせよ、ハのよつた論法ハソガ、ベツチユガDNVPとショトネーゼマン外交、やへじはヴァイマル共和国との大きな接合剤の一つになり得た論理なのではないだろうか。ハのハルゼ、一九一五年から一九一六年の時点においてもなお、ロカルノ政策をめぐる問題がDNVPの原則的な姿勢にかかわるハソアッタリに鑑みると、このもう重みを帯びるのではなこかと思われる。⁽⁶²⁾ ニーズ案・通商・関税・財政・社会政策等をめぐりて、すでに党的ライヒ議会議員団の約半数近くが、「現実的協力」の必要性を認識しているなかで、最大のネックとなつていたのが安全保障問題・領土問題など、第一義的に外交が関係する問題であつたからである。

以上をふまえれば、ベツチユは、「ロカルノの条約理念」によるロカルノ批判および国際連盟の理念による国際連盟批判とした論法を展開するハルゼにて、「現実的協力」の路線に大きな正当化の論拠の一つを提供し、DNVPの体制内化を外交政策において先導した存在であったと考えられる。ハのしたヘツチユの議論が、実際にどの程度DNVP指導部の方針に影響を与えたのかといつう問題、および本稿で扱つた時期の後にどのよつて发展していったのかといつう問題の分析については、今後の課題の一つとしたい。

註

- (1) クラウス・ホーツェル著「*東洋史論叢*」、vgl. Voigt, Gerd, Otto Hoetzsch 1876-1946. *Wissenschaft und Politik im Leben eines deutschen Historikers*, Berlin(Ost) 1978; Liszkowski, Uwe, *Osteuropaforschung und Politik. Ein Beitrag zum historisch-politischen Denken und Wirken von Otto Hoetzsch*, Berlin(West) 1988. ハイルベルム期におけるクラウス・ホーツェル著「*東洋史論叢*」二二八、一九〇〇年；同「*ヴィルヘルム期における東洋史論叢*」二二八、一九一八年；同「*ヴィルヘルム期における東洋史論叢*」二二九、一九〇〇年。

- (2) Voigt, a.a.O., S.122-228, v.a., S.194, 199ff.; Liszkowski, a.a.O., S.199-248, v.a., S.229ff.; Schlosser, Karl, *Die Deutsch-nationale Volkspartei und die Annäherung Deutschlands an Sowjetrußland 1918-1922*, Mainz Diss. 1956, S.168-189, v.a., S.187; Erdmann, Karl Dietrich/ Geiser, Helmut, Die deutsch-sowjetischen Beziehungen in der Zeit der Weimarer Republik als Problem der deutschen Innenpolitik, in: *Geschichte in Wissenschaft und Unterricht*, 26, 1975, S.415f.
- (3) Voigt, a.a.O., S.135f.; Liszkowski, a.a.O., S.144f.
- (4) ハルゼー著「*1928-1933. Entwicklung, Struktur, Standort und staatspolitische Zielsetzung*, Düsseldorf 1965, S.23ff.; 木本擴

11 「ニーハイ国家国政院 一九一八—一〇年」『史料雑誌』

ナナ、一九一八年、一一月。

(5) 斎田寅輔「ハーネーヤルバウトヘーネル共和国の
收復」『柏林』 国立 (H)、一九一一年; Grathwol, Robert

P., *Stresemann and DNVP. Reconciliation or Revenge in
German Foreign Policy 1924-1928*, Lawrence 1980; Jones,

Larry Eugene, Stabilisierung von Rechts. Gustav
Stresemann und das Streben nach politischer Stabilität

1923-1929, in: *Politiker und Bürger. Gustav Stresemann
und seine Zeit*, hrsg. v. K.H.Pohl, Göttingen 2002. □ □ □ □

□ 「駆逐留連」の藍線が押した同盤柱をもくべく忠奸の議
體の二重性 vgl. Mergel, Thomas, Das Scheitern des

deutschen Tory-Konservatismus. Die Umformung der

DNVP zu einer rechtsradikalen Partei 1928-1932, in:

Historische Zeitschrift, 276, 2003; Kittel, Manfred,
"Steigbügelhalter" Hitlers oder "stille Republikaner"? Die

Deutschnationalen in neuer politikgeschichtlicher und
kulturalistischer Perspektive, in: *Historische Zeitschrift*.

Beihft. 44, 2007. ムダヌリ、一九一九年と一九一六年の党
部幹部 (Parteileitung) の人選表を覗ねる。總進派に屬す

人物のみならず駆逐たる者たち、紹細・福
井・小川・大庭・高橋・政治顧問 (politischer
Beauftragter) などは駆逐された總進派によるものである

。Grathwol, op.cit., pp.224f. Vgl. Ruge,
Wolfgang, Deutschnationale Volkspartei (DNVP) 1918-

1933, in: *Lexikon zur Parteiengeschichte*, hrsg.v. D.Fricke,
Bd.2, Köln 1984, S.476f. ムダヌリの内閣はナチスの名は見られない。「くニナルガロノノアの狹義の指導的
ループに所属したりムダ一度もなかつた」 ムダヌリ。Voigt,
a.a.O., S.130.

(6) Voigt, a.a.O., S.146-152; Liszkowski, a.a.O., S.227f.
(7) 「ターキ」紙は一九〇一年からハルル出版社 (Scherl-
Verlag) による編集された日刊紙。□ □ □ □ の準機関紙
名は見られない。『クロイツシャイトウク』紙とは異な
り、必死の取組みの立場を代弁してゐたわけではな
く、必ずしも右派の市民層を対象としていた。くツチユは
第一次世界大戦勃発の直後から『クロイツシャイトウク』
紙で毎週一回の外交論説を担当してゐたが、一九一四年
のクース案採決問題をめぐりて編集部と対立し、同年末
に『ターキ』紙に移り、連載を再開した。ちなみに同紙
の発行部数は一九一〇年代後半で約八～一〇万部であ
た。Ruge, a.a.O., S.482; Melischek, Gabriele/ Seethaler,
Josef, Berliner Tageszeitungen 1918-1933. Teil 2, in:
Relation. Medien - Gesellschaft - Geschichte, Jg.2/2, 1995,
S.73.

(8) *Kreuzzeitung*, 31.Okt.1923. ムダヌリ vgl. *Kreuzzeitung*,
5.Dez.1923. ムダヌリ、トマニカ&イギニスヘルヘ。
調停を駆逐しての、駆逐的抵抗を強めて居た。Vgl.
Kreuzzeitung, 18.Apr., 18.Juli, 1.u.8.Aug.1923.

(9) Jonas, a.a.O., S.27; Grathwol, op.cit., pp.15f; 長村靖 11

「ホトヘマル共産国におけるナシーハイム保守派の解体」『社会科

専研究』一九七〇年、一三〇頁；高橋進『ドーハ賠償問題の史的展開』岩波書店、一九八〇年、一六〇頁以下。

(10) 当初は明確な賛否を確保しておいたくノチハガロハシハ、会議におけるナシーハイム案の内容が正式に決定された後、反対姿勢を明確化したが（*Kreuzzeitung*, 20.Aug.1924）最終的に受け入れを支持するに至った（*Kreuzzeitung*, 3.Sept. 1924）。

(11) Jonas, a.a.O., S.27f.; Grathwol, op.cit., pp.19-57; Dörr, Manfred, *Die Deutschnationale Volkspartei 1925 bis 1928*, Marburg 1964, S.63-73; 木村「前掲論文」一九二五年一二月。

ナシーハイム案採決におけるナシーハイム案の半数近くが党の方針に反して賛成票を投じ、ナシーハイム案成立を助けた。

(12) 具体的には、ナシーハイム、英仏グルギーによる安全保障の動向によって機先を制する必要性を指摘（*Der Tag*, 17.Dez.1924）、「ナシーハイムがドイツを命めた安全保障協定を構築するべきだね」とれど賛同してしまった（*Der Tag*, 11.u.18.März 1924）。その後の論説における、歐米の安全保障議題全体を否定するもつた発言が既受けられな

だ。

(14) ナシーハイムによる講演（一九二五年一二月）
田川年七氏「ノルマニヤの演説」
Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Deutschen Reichstages, Bd.385 u. 387, S.1894-1903, 3399-3403; Grathwol, op.cit., pp.70-120, esp., pp.81ff.; Dörr, a.a.O., S.105-110, 134-158, v.a., S.134ff., 146f.

(15) Grathwol, op.cit., pp.83, 102f.; Dörr, a.a.O., S.105f., 109f., 136f., 139-143, 147ff.; Freytag-Loringhoven, Axel Freiherr von, *Deutschland und der Völkerbund*, München 1925, v.a., S.17-20.

(16) *Der Tag*, 25.Nov.1925. 三四〇頁。

(17) *Der Tag*, 14.u.23.Okt.1925.
ナシーハイム。

(18) Korrespondenz der Deutschnationalen Volkspartei, Nr.236, 30.Okt.1925, abgedruckt in : Dörr, a.a.O., S.525ff.; *Kreuzzeitung*, 30.Okt.1925. Vgl. Grathwol, op.cit., p.146.

(19) Korrespondenz der Deutschnationalen Volkspartei, Nr.237, 31.Okt.1925, abgedruckt in : Dörr, a.a.O., S.522f.; *Kreuzzeitung*, 31.Okt.1925. Vgl. Grathwol, op.cit., pp.146f.

[] 三四〇頁（三四〇頁）。

(20) Westarp, Kuno Graf von, *Locarno. Authentische und kritische Darstellung*. Berlin 1925; Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Deutschen Reichstages, Bd.388, S.4493-4505, 4574-4580; Dörr, a.a.O.,

S.181ff.

- (21) Grathwol, op.cit., p.140; Dörr, a.a.O., S.184ff.; Hugenberg, Alfred, Locarno(Aus dem "Berliner Lokal-Anzeiger" vom 15.November 1925), in : *Streiflichter aus Vergangenheit und Gegenwart*, Berlin c.1927, S.90f.

- (22) 註 (27) 參照。

- (23) 「クーネー・クノッペル (Cuno-Pakt)」 ジュゼッペ・クーネー 1911年 11月に

ルイ・クノッペル (Wilhelm Cuno) によって提案されたクーネー・クノッペル安全保障協定の構想を指す。一九一五年一月のハノーファー条約への対仮覚書——周知のように、それは欧洲の安全保障問題に一石を投げた——においても、交渉の前提として及んでいた。高橋、前掲書、六〇頁)。Ministerium für Auswärtige Angelegenheiten der DDR(Hg.), *Locarno-Konferenz 1925. Ein Dokumentensammlung*, Berlin(Ost) 1962, S.61.

- (24) *Der Tag*, 24.Juni, 1.u.22.Juli 1925.

- (25) 真面目くシナリヤーの時期以後の體認じねじる東部国境の修正を繰り返し主張してゐるが、その際に仲裁裁判条約の前文に対する批判をめぐらしくては、意見の限り見られない。西部国境に関するは、やむやむ修正の可能性を重視するも、主張自体が見受けられなくなつた。

- (26) *Der Tag*, 25.Nov.1925.

- (27) Ebd.「ハーハスの東方条約〔仏・ポーランド相互保障条約・チコロスロガトキア相互保障条約〕とは、新たな形式において国際連盟に適合せしむれたため、從

来のフランスの東方同盟の弱体化である。しかし、非急進派のハンブルクのメンデルスゾーン＝バルトルディ教授 [Albrecht Mendelssohn-Bartholdy, 国際法学者] や、アーレンバッハの新たな東方条約の第一条第一項は「潜在的

な宣戰布告、やなわち古くタイプの條約該当事由」を命じる、と述べてゐる。ドイツは、この条文が文言と意味としめて連盟規約に違反して、反論すべきものあり、このことをハーハスが議題にしなければならない——

- (27) クラチューによれば、第一次世界大戦後のフランスは、「歐洲における霸權的地位」を確固とするため、ドイツ国

家の従属化・解体をねらつてゐる。フランスはその手段として、西方においては、ライン蘭の上領・非武装の永続化を狙い、東方においては、「障壁政策」による「ドイツ・ヒロシアを分断しようとしている。これらの「障壁政策」の中心たるぐるなのが、「領域的にややくだけ田大だ、軍事的に強力で、政政的に安定期だとなへたボーハム」などである。Hoetzsch, Otto, *Die Weltpolitische Kraftverteilung nach den Pariser Friedensschlüssen*, 1921 Berlin, S.12-16.

- (29) *Der Tag*, 6.Jan.1926.

- (30) クラチューは、これ以前の時期から、米ソの欧洲志向に強く期待・注目してゐた。註 (43) 参照。

- (31) *Der Tag*, 3.Febr.1926.

- (32) *Der Tag*, 6.Jan.1926.

- (33) *Der Tag*, 3.Febr.1926.

(34) Ebd.

(35) Ebd.

(36) *Der Tag*, 9.Dez.1925.

(37) *Der Tag*, 2.Dez.1925.

(38) メーテル・サクセの「*政治と経済の問題*」 vgl. *Der Tag*, 23. Dez. 1925.

(39) Hoetzsich, Otto, *Die weltpolitische Kräfteverteilung nach den Pariser Friedensschlüssen*, 1921 Berlin. Neubearb.Auf. 1923, 1925, 1928, 1930, 1933.

(40) Ders., *Die weltpolitische Kräfteverteilung nach den Pariser Friedensschlüssen*, 1925 Berlin, S.4.

(41) Ders., *Die weltpolitische Kräfteverteilung seit den Pariser Friedensschlüssen*, 1930 Berlin, S.7.

(42) Ders., *Die weltpolitische Kräfteverteilung nach den Pariser Friedensschlüssen*, 1925 Berlin, S.24.

(43) Ebd., S.29ff. 回転の第11版（一九二二年）によると、メーテル・サクセは、「ハーナーが持続化せざるべく、今日の世界情勢を変化せしむる機が、この方向にねじて作用しこれか、あらざな作用せしむれど。第11回、英仏間の摩擦の疎遠化、第一回、南東欧と近東における自立努力、第二回、アメリカの政策のまことに活発化、第四回、露獨の再強化——同國は、生産的で独立した經濟体・強力な國家体に再びなれど、同様の利害を有してゐる」。Ders., *Die weltpolitische Kräfteverteilung nach den Pariser Friedensschlüssen*, 1923

Berlin, S.28.

(44) *Der Tag*, 8.Juli, 12.Aug.1925. 具体的には、フランスにおける政府危機・財政危機・メーテル・サクセ問題が深刻化している。

メーテル・サクセ問題は、軍縮問題との関連で、アメリカが欧洲の安全保険問題に大きく関心を寄せている。独ポ蘭税戦争の勃発やボーリングにおけるドイツ国籍選択者への迫害問題等が言及されてゐる。

(45) 党進派の外交専門家であった国際法学教授のアーヴィング・ローリングホーフ（Axel Freiherr von Freytag-Loringhoven）は、国際情勢の変化を「解放闘争くの潮」を開くものと見なした。しかし彼は、「やのよくなれども、まれなる変化とは、国際連盟の崩壊と回義である」と述べ、くわしく彼の見解を示してゐる。Freytag-Loringhoven, a.a.O., S.13.

(46) メーテル・サクセが国際連盟に就いて「在任理事国となるべきは、直明と見なれていた。しかしれに就いて、スペイン・ハーバル・ボーランドなどは本国の常任理事国入りを要求するなど、事態が紛糾した。

(47) *Der Tag*, 17.März 1926.

(48) *Der Tag*, 24.März 1926.

(49) *Der Tag*, 5.Mai 1926.

(50) 誌 (28) 参照。

(51) カルスターク・ジルヘルミ議長の「一九二六年三月一日の演説」によれば、海軍元帥アルフレッド・フォン・提爾皮ツ（Alfred von Tirpitz）による「議論の」一九二六年三月一日の演

漏。Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Deutschen Reichstages, Bd.389, S.6459f., 6511.

(55) Ebd., S.6453f. Vgl. Dörr, a.a.O., S.205-209; Grathwol, op.cit., pp.174f.; Freytagh-Loringhoven, Axel von, Von

Locarno nach Genf und Thoiry, Berlin 1926. 註 (45) も参照。

(56) *Der Tag*, 28.Apr.1926.

(54) *Der Tag*, 5.Mai 1926. くゞサリサグルリハ條約批准をぬ

レバーハヤシ譲示標記（一九二一年六月一〇日）にねじて
「わが政友たちの立場」スコア、スヘリヒルの觀点
を強調して云々。Stenographische Berichte über die Ver-
handlungen des Deutschen Reichstages, Bd.390, S.7437f.

(55) Vgl. Erdmann, a.a.O., S.405, 415f.; Grathwol, op.cit.,
pp.195f.

(56) *Der Tag*, 10.März 1926.

(57) *Der Tag*, 28.Apr.1926.

(58) Vgl. Erdmann, a.a.O., S.404f., 407-415; 大内宏一「クスター
ヘ・ハルトムーアへの訪問の外交的侧面」『西洋史』
九二一・一九七三四年、五五頁以下。

(59) *Der Tag*, 19.Mai 1926. 「[モーリッシュ] ハンブルクの回

題はロカルノ条約によつて効力を失つた。ルーマニアとの
回題は何の意味をなむか。ボーランデは独露と公然たる
敵対関係にある。グルリン条約とロシアの周辺国家政策と
によつて〔モーリッシュ外交の〕孤立は完全なものとなつた

のである。……ポーランドは今でも熱烈な反ロシア派であ

り、ドイツとの協調を志向してゐる。しかし、こうした外交構想は、ロカルノとベルリン条約が結ばれた状況にあつてはむはや事足らぬことはない。ピウスツキは、新たなポーランド外交として独露両国との協調をめざす必要性を認識・貫徹できるであろうか? ナショナリズム的な分子に对抗して少数民族の権利を守るゝ——」のことは独露との協調の前提条件である——がピウスツキにはであるのであらうか? ……けいねふるに不穏状態・危機・動搖があり、欧洲ではいへじ平和が見出されでない。確かに欧洲政策 (europäische Politik) ——その責任は第一に仏英の内閣にある——を行つ意図と能力なくしては、欧洲は新たな危機の淵から逃れるゝとができないであらう。しかしながらのような欧洲政策とは、講和条約の修正への意思を意味する。すなわち、日本・ポーランドのクーデタによって全世界に示されたよへり、何ら平和条約たり得ない講和条約の修正である。民族誌学的な基礎に限定されたようなポーランドないば、あることは独立を保つゝとがやめるかめしれな。〔レガ〕 ドイツに對するヴュルサイドで創出され、ロシアに對するリガ講和〔一九二一年〕で完成された大ボーランデは、何ら持続的な保障が存在しない。そのようなポーランドは、一八世紀のポーランドがそつであつたよへり、欧洲にといひの脅威であり続けるのである。」

(60) 註 (28) · (43) 参照。

(61) Vgl. Voigt, a.a.O., S.135f., 231f.; Liszkowski, a.a.O., S.205.
(62) Dörr, a.a.O., S.198; Grathwol, op.cit., p.209. 註 (11) も参考。

照。プロイセン邦議会議員団長代理で、党穩健派のグレーフ＝アンクラム (Walther Graef Anklam) は、ロカルノ政策への党の対応について、一九二一八年の論稿で、以下のようご回顧している。「党にとって、党独自の立場を犠牲にした妥協が許容できないのは、内政問題においてよりも、外交政策の事案においてである」。Ibid., p.209.